

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和2年度北上市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) **10億8,600万円**

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要した経費 **71億3,093万円**

<内訳>

(単位:万円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	障がい者介護給付費等支援事業	157,340	117,757			20,000	19,583
	障がい者相談支援事業	3,813	1,906			1,000	908
	要援護老人ホーム措置事業	15,000			1,720	5,000	8,279
	国民健康保険特別会計繰出金	54,203	28,722			10,000	15,481
	介護保険特別会計繰出金	121,651	4,732			34,600	82,319
	保育園保育実施事業	103,593	65,892		11,441	10,000	16,260
	児童手当等給付事業	148,150	125,745			10,000	12,405
	施設型給付費等負担金	45,910	33,396			5,000	7,514
	地域型給付費等負担金	69,725	49,487			10,000	10,238
	小学校就学援助事業	3,155	253			1,000	1,901
	中学校就学援助事業	2,856	167			1,000	1,688
小計	725,395	428,056		13,162	107,600	176,577	
保健衛生	乳幼児集団健康診査事業	1,664				1,000	664
	小計	1,664				1,000	664
合計	727,058	428,056		13,162	108,600	177,240	